

ID: 170

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	長門市仙崎漁港施設条例 第3条		
例規番号	平成17年条例第135号		
【根拠条文】 (使用の許可) 第3条 施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、施設の使用に関し特別に契約して包括的に許可することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	年 月 日